

## 入札説明書の内容に関する質問回答書

業務名：  
2024年度紙文書電子化業務

問合せ日：2024年 6月26日

回答日：2024年 6月26日

番号	質問	回答
1	発注説明書より 第2 (3)について 落札後すみやかに契約金額の10/100の保証金又は担保との記載がありますが、弊社にそのような制度はなく、免除される条件を教えてください	本件につきましては、業務請負契約書（案）において、「6 契約保証金 免除」と記載しているところであり、落札者が契約保証金等を納付等する必要はございません。
2	モノクロ、カラーの比率の違いによって金額が大きく前後する為、現調をすることは可能でしょうか。その場合、可能な日程が既に決まっておりますか？競争参加資格確認申請書の提出後の審査後になろうかと考えております。	可能です。ただし、関係部署が複数に跨るため、現調可能日時は当社より指定させていただきます。現調を希望される場合は、企画競争説明書3（1）に記載の担当部署に事前に現調希望の旨のご連絡をお願いいたします。
3	弊社では、権限委任はなく、社長名で実施する場合、そもそも委任状の提出は必要でしょうか。入札対応者は、弊社営業所長を予定しており、その場合どのような提出の流れになるかアドバイスいただけないでしょうか。	入札前ご提出いただく「委任状」は次のとおりの2種類があります。 ・年間委任状（社長→支社長等への委任） ・委任状（支社長等→入札参加者への委任）  ご質問は、社長が入札参加者（営業所長）に入札に関する権限を委任し、入札参加者が代理人として入札書を提出する場合の委任状の提出の仕方と解釈しますが、この場合、年間委任状のご提出は不要、委任状（社長→入札参加者への委任）のご提出が必要になります。  弊社ホームページ（ <a href="https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/qanda/contract.html">https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/qanda/contract.html</a> ）のQ25）もご確認いただけますと幸いです。